

## 第41回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成22年4月13日（火）  
午前10時～11時50分  
文部科学省3F1特別会議室

### 〔出席者〕

（委員）前田主査，林副主査，阿辻，内田，金武，杉戸，高木，武元，出久根，東倉，  
納屋，濱田，松村，邑上，やすみ各委員（計15名）  
（文部科学省・文化庁）清木文化部長，匂坂国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 第40回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）
- 2 「改定常用漢字表」に関する試案（字種・音訓等）の修正（案）
- 3 「常用漢字表」に関する意識調査 速報値
- 4 要望が多かった「玻・碍・鷹」の扱いについて

### 〔参考資料〕

- 1 「改定常用漢字表」に関する試案
- 2 意見募集における意見の内容一覧（基本的な考え方，字種の追加削除）
- 3 意見募集における意見の内容一覧（音訓関係，字体関係，その他）
- 4 「改定常用漢字表」に関する試案に対する意見

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から配布資料2，3，4を用いて，字種の追加・削除についての説明があり，説明に対する質疑応答の後，字種の追加・削除について意見交換を行った。その結果，字種については，「改定常用漢字表」に関する試案の196字追加，5字削除を変更しないという案が了承された。なお，「碍」については，現時点では追加しないが，政府の「障がい者制度改革推進本部」の検討結果によっては改めて検討することとした。
- 4 事務局から，配布資料2のうち，字種の追加・削除に関する部分以外についての説明があり，説明に対する質疑応答の後，音訓・語例・字体等にかかわる問題について意見交換を行った。その結果，配布資料2で示された修正の方向が了承された。
- 5 次回の漢字小委員会は，4月23日（金）午前10時から12時まで，文部科学省・第1講堂で開催することが確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

### ○前田主査

事務局から御説明いただきましたが，そのことにつきまして，最初に質問があればそれをお受けしたいと思います。どなたか，質問ございませんでしょうか。

### ○出久根委員

今の「障碍（しょうがい）」のことなんですけれども，この明治の読売新聞から拾われた言葉を見ますと，みんな物とか，現象とか，そういう形で使われていて，いわゆる身体，

人間の体の障害というのでは例が出ていないようですね。そうしてみますと、やはり身体障害という言葉が、この時代、あるいは戦前においてはそういうことはあからさまな差別として行われていたために、あえてそういう言葉を作らなかったんだろうと思うんです。身体障害という言葉が出てきたこと自体が私どもの意識がかなり向上しまして、差別問題に敏感になったとも言えると思うんですけれども、大体身体障害という言葉がいつごろできてきたのかというのが問題であります。物とか現象に対して、障碍（しょうがい）、障碍（しょうげ）という言葉が使われていたのに比べて、ごく最近ではないかと思うんです。最近というのは戦後になって、差別意識がある程度出てきてから作られてきた言葉ではないかと思うんです。その時、つまり言葉ができた時になぜ「害」を使ったのかというのを知りたいところなんですけれども、これは分からないでしょうね。どうなんでしょう。

#### ○氏原主任国語調査官

お話の中に、2点あったと思います。一つは、身体に障害を当てた例が見当たらないのではないかということです。ただ、これにつきましても、さっき見ていただいた「吾輩は猫である」の中に、「毫も内臓の諸機関に障害を生ぜず」という例があります。内臓諸機関ですから、身体にかかわるところに障害を当てているという、明治30年代の例です。

それから、もう一つの、その時になぜ「害」を使ったのかというのは、一つは、さっき見ていただいたように、ある時期からは「害」を用いた「障害」という表記の方が一般的になっています。ですから、身体という語と、「しょうがい」という語を組み合わせるときにも、表記としては「障碍」よりも、一般に使われていた「障害」が選ばれたという事情があったのだらうと考えられます。それと、戦後になると、昭和21年に出された「当用漢字表」に「碍」が入れられなかったということもあります。戦後に関しては、その影響は大きかったと思います。戦前から戦後すぐについては、今申し上げたように、実態としては「障害」が多く使われていた、こういったことが背景にあったのだらうと思います。

#### ○出久根委員

私は不思議でしょうがないんです。戦前、戦争で体を損な<sup>い</sup>った方、傷痍軍人さんたちが多かったわけですから。それなのになぜ「害」を使ったのかというのは、ちょっと不思議なんです。本来ならば国家のために体を損ねた人たちですから、もうちょっといい形で、いい文字を当てる、そうすれば、このような、現在、私どもが討議するようなことにはならなかったのではないかという気もしないではないんです。ただ、私はこの問題というのは、現象とか、発生を抜きにしまして、大変に難しい問題だらうと思うんです。私どものこの討議だけで尽くせるものかどうかという、大きな問題だらうと思うんです。では、どうしたらいいかというのは分からないんですけれども、ちょっと荷の重い問題であるというのだけは言いたいと思います。

#### ○内田委員

お見事です。今ずっと検証のプロセスを聞かせていただいて、説得されました。漢字の意味の変容を動機付けるものというのは、結局は使用者の側の心の持ちようであるということを実感させていただきました。偏見が生まれた時に、「障害」が、それが害をもたらすというように読み取ってしまう、心の側の問題なんだというふうに思ったんです。今回のこの字の検討を通して、使用者側にある偏見というものを対象化する契機を与えていただいたように思います。

先ほど氏原主任国語調査官が言われたように、使われていないからこそ、「障碍」の方があかにまみれていない。心を映すものとしてイメージをわかせるものではないがために、

私自身も「碍」を、差し障りを自分の身が受けるという、主体の側に、障害を持った方の主体の側に引き付けて読み取るというような、読み取り方をしていたんだなというふうに思います。

ですから、結論としては、やはり選定基準に従うということと、それから、社会政策の問題として、これから決まっていっただきに改めて検討をするというふうなところが非常に妥当であると思いました。この検証のプロセスを是非論文に書いていただいて、学会に発表されてはどうでしょうか。すばらしい検証だと思います。感銘を受けました。

#### ○前田主査

漢字ワーキンググループでは、実は、この障害にかかわる語誌、私の方でも多少調べまして、おおよその見通しは付けております。ただ、それらのことは、もう今日調べていただいたこと、今日の議論の資料で十分だと思いましたので、それについてはもう触れないことにしたいと思います。ただ、用意があるということです。

先ほども既に議論に入っている部分もありましたけれども、ただ今の御説明を踏まえまして、「障碍」以外の問題も含めまして御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

#### ○出久根委員

振り仮名の問題なんですけれども、この配布資料3に例としまして、眉間あるいは頓着が出ています。その場合振り仮名が眉間の場合「眉（まゆ）」のところだけ「み」となっているんですけれども、こういう例は、誤解されてしまうんじゃないかという気がします。単語の場合は「みけん」と「けん」も含めて振り仮名を入れた方がよろしいのではないかと思います。

#### ○氏原主任国語調査官

これは、御指摘のとおり、両方に振るかどうかという問題があります。国語分科会以前の国語審議会時代からの流れとしては、語のうちの表外漢字にだけルビを振るということまで来ています。ですから、ここもこれまでの国語審議会時代からの流れに沿った振り方をしたということです。ただ、今後も、そのままでもいいのかどうかというのはまた別の問題ですので、御意見を頂ければと思います。今回に関しては、通常の公用文式のスタイルにしたということでございます。

#### ○出久根委員

実際問題として、眉間などの場合、「間」を「けん」と正しく読めるかどうかという問題もあります。ですから、読めないところだけ振るというのでは意味が通じない場合があると思うんです。したがって、ここは「みけん」というふうに振るべきだろうと思います。

#### ○金武委員

今のお話ですが、新聞では、大体一つの熟語については基本的に眉間であれば「けん」まで振るというのが原則になっております。また、私の知っている限りでは本のルビでもそういうことが多いということで、ルビの振り方というものは決まっていないうんですけれども、一般的には、熟語はすべて付けた方が読みやすいという原則が多いのではないかと思います。

#### ○納屋委員

先ほどの字種についてのことで今話をしているんだと私は思っているんです。振り仮名

のことは次の段階の問題だと思っております。先ほどの三つの字、「<sup>は</sup>玻」と「<sup>たか</sup>碍」と「鷹」、この3字について入れるということは見合わせるということが提案でございますね。その提案については、私は、内田委員ではないですけれども、すごい感動があります。「碍」について大変論理的に話が進められていますし、「玻」については頻度数から、「鷹」については固有名詞からという理由が明確に述べられていて、だからここには載せない、ただ、「碍」についてだけは問題点が非常に多いからということで、あれだけの説明がなされたというふうに理解をしたわけです。

以前にお話ししたところでありますけれども、昨年の秋の特別国会の時に、鳩山首相が述べられた障害者にかかわる発言、その時に私も驚いたわけです。「チャレンジド」と使われて、自分では困ってしまったところがありました。こういう問題で、「チャレンジド」と言われて、さあ、どういうふうに考えたらいいんだろうかとなったわけです。首相の発言の新聞公表の段階も「障害」の「がい」というところが平仮名書きだったわけです。その驚きというのはすごく大きかったです。つまり、バリアフリーではないんです。バリア、障害というふうな、これを少しでも取り除いていこうとする社会の動きというのではなくて、人のことをチャレンジドと言われているところにも、大きな違いを感じたわけです。

それで、漢字の1字の変更をということで、「害」から「碍」へというのが要望では一般の方からも多く寄せられていることも分かってはいるのですけれども、これはそんな簡単な問題ではないだろうというので、以前も待った方がよろしいのではないのでしょうかという発言をしてきたところであります。今日、事務局から説明された「碍」の取扱いについては大変すばらしいと思っております。字種全体について、また三つの字の取扱いはこのとおりだと、私は思います。

#### ○金武委員

私も今の御意見に賛成なんです。それで、ちょっと補足しますと、先ほど氏原主任国語調査官が説明されたように、「碍」と「害」の違いというものが、意見書に寄せられたほど明確ではない。この資料によれば歴史的にほとんど同じように使われているということがはっきりしていますので、それについてはここで客観的に論証された。したがって、配慮すべきことは障害者の気持ちの問題でして、つまり「害」という意味が非常に分かりやすいので、それで、非常に不愉快に思っているという方がたくさんいらっしゃる。それで、改めてほしいというのが意見書の基本的な一番強い主張だと思うので、それについては当然考慮しなければいけない。ただし、今までマスコミ等に入っている情報では、これがすべての障害者の意見ではなくて、障害者の団体によっては交ぜ書きにすればいい、あるいは「碍」でもマイナスイメージは変わらないのだから、障害という言葉ができるだけ言い換えるように考えるべきであるとか、現在の状況では「障害」という表記が法律が決まった時には、もっとひどい差別語が使われていたところを差別のない言葉として、「障害」や「身体障害者」に改められた。そうした経緯を考えれば、今のところは「害」でいいという団体もあります。

すべての障害者団体からの希望ではないということで、結局政府の会議でその表記について考えるということになりますと、各方面の御意見を聞くことになると思いますので、これは当漢字小委員会としてもそちらの結論を見守って、その時点で対応するということがいいのではないかと思います。

#### ○武元委員

今、多くの委員の方から出された意見に賛成をするという前提で申し上げます。お尋ねも含めてなんですけれども、さっき御説明のあった配布資料4の別紙8の、「検討」

というのが、どのようなスケジュールでなされるのかということ、まずお尋ねしたいと思います。と言いますのは、大前提としまして、「常用漢字表」というものが内閣告示・訓令として示されるものである以上、この方針と食い違う表記ということは、どう考えてもおかしいと思いますので、確かにそれと合致しなければいけないというふうに思んです。

そうしますと、姿勢として責任放棄の気味もあるんですけども、試案中の「障」の字の語例に「障害」が入った形になっていますが、漢字表に「障害」が入っていることとの整合性を取らなければいけないということになりますので、その辺をよく考えないといけないんじゃないかと思うんです。で、最初の質問に戻って、この「検討」というのがどのようなスケジュールで行われるのかということをお伺いしたいと思います。

#### ○氏原主任国語調査官

具体的に結論がいつぐらいに出るのかというのはまだ分かりません。ただ、3月19日に第5回障がい者制度改革推進会議がありまして、そこで「しょうがい」の表記についての議論がありました。その時の会議では、この後、4月か5月に、もう一度表記について検討するというようなお話が出ておりました。全体のスケジュールとして、夏ぐらいまでにある程度の中間的なまとめを出すというようなことも別に聞いております。武元委員の御質問は、こちらの答申、それから答申になったものが内閣告示・訓令になる、その流れとどう関係してくるのかというお尋ねだと思いますが、漢字ワーキンググループでもその辺りはかなり議論しておりまして、今からですと、可能性としては二つしかないと考えています。既にこの時期になっていますから、答申の前に結論が出ることはもうないと思います。そうしますと、答申が内閣告示・訓令になるまでの間に結論が出てくるのか、内閣告示・訓令になった後に結論が出てくるのか、という二つのケースしかありません。

それで、答申から内閣告示・訓令までの間ということであれば、考え方がはっきり出てきて、今後の社会の在り方として「碍」を使っていこうというような明確な結論が出るのであれば、その段階でもう一度国語分科会を開いていただいて、そこで検討して、それを受け入れましょうということになれば、その段階、つまり告示・訓令になる段階で「碍」が入ることになると思います。これまでも、「送り仮名の付け方」などは答申と、告示・訓令とで中身が少し違っております。そういう例もあります。内閣として「しょうがい」の表記が決定されるのであれば、改定常用漢字表も内閣告示・訓令として示されるわけですから、おっしゃったようにそれと矛盾した内容になっているのはおかしいと思います。

それから、内閣告示・訓令になってしまった後に結論が出てくるということになって、その結論が「碍」がいいんだということになれば、これは1字追加とか、そういった形で入れていくことになるのであろうというような話を、漢字ワーキンググループですてしております。もちろんその前提としては、この国語分科会で議論して、そこで了解が取れた場合にはということをございます。そんなことで、よろしいでしょうか。

#### ○松村委員

私は、基本的に常用漢字の字種はできるだけ増やさないということで、最初からの観点であった造語力と出現頻度、その観点からも三つの漢字については増やすべきではないというふうにずっと考えておりましたので、今日の御提案に賛成です。特に「碍」については、私自身はこの漢字小委員会で、「碍」というこの漢字はどういう熟語として使われるのかというようなことを知らないものですから質問をさせていただいたこともありますが、多くの人たちにおいては、この「碍」については余り日常生活で目に触れていないというところで、内容的な、今日、御説明のあった変遷を知らない。そういう意味では「害」について、差別意識と言いますか、そういう観点がクローズアップされるについて、「害」の

持つイメージがいろいろ取りざたされるようになった。その経緯の中で、「害」を使わないようにという意見が増えてきた、そういうふうだと思います。漢字の言い換えではなくて、障害を持っている方をどういうふうと呼ぶと言いますか、どういうふうと呼んでいくことができるかということをもう少し私たちは考えるべきであって、漢字についてはこの最初の御提案のとおりということで、賛成いたします。

○前田主査

「碍」に変えるということで、追加するという点ではない方法という点では、言葉を言い換えるということもあるんじゃないかということですね。

まだ問題がありますので、次に移りたいと思います。字種についてのまとめは、先ほど御説明いただいたような形で、御了解を得たというふうに考えたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。(→ 漢字小委員会了承。)

それでは、その次に移って、説明していただければと思います。

(事務局から、配布資料2のうち、音訓・語例・字体等について説明)

○前田主査

ただ今の御説明につきまして、御質問があれば、お願いしたいと思いますが、どなたかごさいましょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、意見がございましたら、お願いしたいと思います。

○金武委員

意見というよりも、質問に近いと思うんですが、漢字表の中に、前々回審議した、「叱」と「頰」と「填」と「剥」を許容字体として入れた方がいいのではないかとこの要望がかなり多かったわけですが、この前の全体の基本的なところでも、多少の説明はあったわけですが、漢字表には一切そういうものは触れていないということは、どういうことなのかということをお尋ねします。今、「叱」と「頰」と「填」と「剥」については、携帯電話等に入っている83 J I Sではこの易しい方を使っているのであります。したがって、新しい2004年 J I Sとは互換性がない。新しい方にはこちらの易しい方も入っているので、これを採用すればどちらも不便はないというのが寄せられた意見だったと思うんですが、それをあえて採用しなかったという理由をお伺いしたいと思います。

○氏原主任国語調査官

必要があれば、漢字ワーキンググループの委員からも補足していただきたいのですが、まず基本的な考え方として、許容字体は数が少なければ少ないほどいいという観点に立っております。つまり、許容字体が多くなればなるほど、一つの字種に対して複数の字体が対応していくということになります。83 J I Sが問題になったというのも、もともと使われていた字体に対して、新たに簡略化した別の字体を採用したことが大きな原因になったわけです。ですから、字体については、なるべく一つの字種に対して二つない方がいいというのが、漢字ワーキンググループにおける基本的な考え方です。その上で、今御指摘になった、情報機器の場合にどうするのかという問題に関しましては、一つは、既に「表の見方」の「付」にありますように、情報機器に搭載されている印刷文字字体の関係で本表の掲出字体とは異なる字体しか用いることができない場合については、当該の字体の使用

を妨げるものではない、と記述されています。更にこの記述については、情報機器に搭載されている印刷文字字体の関係で、本表の掲出字体とは異なる字体を使用することは差し支えない、というような言い方に修正することになっていきますので、情報機器においてはその搭載される字体で使っていただいて、何ら問題ないということをまず明確にしているわけです。これを明確にした上で、更にそれらを許容字体として認めていくということは何を意味しているかという点、ここでも随分議論しましたけれども、83 J I S字形というものがあって、平成12年の「表外漢字字体表」によって、「印刷標準字体」が示されます。そして、「表外漢字字体表」に合わせたJIS X 0213-2004 というものが出てくるわけです。現在、この0213-2004 に合わせていこうという方向がはっきりしているのに、挙げられている字体を許容字体にすればするほど、83 J I S字形を許容字体にしていくということになるわけです。このことは、一つの字種に対して二つの字体というものを固定化していくということになります。確かに携帯電話でというのはありますが、携帯電話の関係者の話を伺うと、これはざっくりばらんな話としておっしゃっていましたが、携帯電話の使用者というのは、字体のことについてはそれほど関心がない、むしろ絵文字が出るかどうか、かわいい絵文字が出るかどうか、といったことへの関心の方がずっと強いということだそうです。現実的な問題として、例えば「叱」にしても、あの小さな画面で見ると、どっちがどっちか分からないというようなこともありますので、少なくとも搭載されているものについてはそれを使用することは妨げないというふうに言うておけば、それでもう十分ではないか、それを更に許容字体にして、わざわざ1字種複数字体を認めていくということは禍根を残すことになろうというのが漢字ワーキンググループとしての判断です。それでこういう扱いをしたわけです。現実に対する配慮と、将来の方向性に対しての阻害要因とならないようにという、二つの配慮から、このような判断をしたということです。

#### ○前田主査

今のように、非常に細かな、ある意味では気にしなくてもいいようなところもありますけれども、実際に作った表が見本として使われることを考えると、ある程度慎重に考えておかなければいけないわけです。ただ、そういう形で、こうなっていなければバツだという形で、採点などにそれがかわるようなこととされると非常に困るので、この表としてはこういう形にしておいた方がいいだろうという判断が入っている、そういう点で非常に細かなところまで注意が払われて作られたと御理解いただければいいと思うんですが…。時間がもう迫ってまいりましたので、ただ今の御説明について、御意見を頂きましたところにつきましては、これをお認めいただければというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。(→ 漢字小委員会了承。)

それでは、最後になりますが、そのほかに何かございましたら、委員からおっしゃっていただければと思います。

#### ○金武委員

確認なんですが、意識調査の、新しい追加漢字についての調査ですが、これは以前から聞いておりますけれども、直接読めるかどうか非常に聞きにくいということで、こういう質問の形式になっているわけで、つまり漢字を使った方が読みやすいとか、振り仮名を付けるのが望ましいという分け方でしか見られないものですから、この漢字を使うことで、意味の把握が容易になると回答した人が必ずしも正しい読み方をしているかどうか、そこまでは分からないわけですね。

#### ○前田主査

この調査は、取りあえずこういう形にまとめてあるということでございますので、またそれについては報告書が出る形にまとめられますから、その時にまた御意見を頂けるかと思えます。

○松村委員

もう一つ、意識調査のことでよろしいでしょうか。調査対象について、全国16歳以上の男女4,108人から回答というふうになっていますが、実際の報告書には、年代別のデータというのももちろん出るんですね。

○氏原主任国語調査官

はい、出ます。

○前田主査

これは詳しいものが出るわけですね。

そのほかよろしいでしょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、特にございませんようですので、以上で協議は終わりにしたいと思います。それでは、本日はこれで閉会といたします。



## <付：配布資料4（要望の多かった「玻・碍・鷹」の扱いについて）の事務局説明>

### ○氏原主任国語調査官

（…略…）次に、配布資料の4を御覧ください。配布資料4は、追加要望の多かった、「玻・碍・鷹」の扱いについてまとめたものです。前回は申し上げたんですが、今回追加要望というのはこの3字に集中しています。「玻」が95件、「碍」が86件、それから「鷹」が24件です。後はすべて5件以下になってしまうということです。多くの要望が寄せられています、特にこの3字については、今申し上げたように95件、86件、24件ということで多くの御意見が寄せられたので、それについてどう考えるかということで、配布資料4をまとめているわけでございます。結論は、さっき配布資料2の「1 字種について」で見えていただいたように、基本的に変更しないということです。「基本的に」と付けた理由は何かというのは、この後、御説明申し上げます。

まず、3字のうち「玻」については出現頻度が3,949位、語例としては「<sup>はり</sup>玻璃」、<sup>はり</sup>「玻璃」というのはガラスだとか水晶の意味ですけども、「<sup>はり</sup>玻璃」という形で使われる。「碍」については「融通無碍」とか、「碍子」とかで使われる。「鷹」については、一般語としては「<sup>お鷹</sup>鷹場に構える」というような「<sup>お鷹</sup>鷹場」、今回調べた調査ではそれ以外の語として、前にも申し上げましたように「鷹場」とか、「夜鷹」とか、「鷹匠」とかが出てきています。

こういった資料などを再度確認して、「玻」については出現頻度が3,949位であるということ、「<sup>はり</sup>玻璃」という語ぐらいしかないということ、そして、この「<sup>はり</sup>玻璃」という語が今の日常生活の中で使われているかということ、ほとんど使われていないといったことなどから考えて追加しないと判断しました。さらに、4月7日付で最高裁が抗告を棄却したということが報じられましたが、最高裁の判断でも「玻」は「常用平易でない」というような、親御さんの気持ちを思うと非常にお気の毒だと思いますけれども、そういった判断が出たことが新聞などでも報道されました。漢字ワーキンググループでも、この字を「常用平易である」、あるいは「常用漢字にふさわしい」とするのは難しいと判断いたしました。

「鷹」については、出現頻度は1,509位とかなり高いわけです。ただし、実際の使われ方を見ると、固有名詞としての使用例が多いということは前から申し上げているとおりで、今回も、これまでの判断を変える必要はないだろうということを確認して、このまま追加しないと判断いたしました。

「碍」についてです。先ほど申し上げた「基本的に変更しない」と「基本的に」とわざわざ付けた理由は、「碍」の扱いというところにあるわけです。これにつきましては、86件の方が意見を寄せています。86件の方の御意見を何度も読み返しました。微妙に言い方が違うんですが、意見の趣旨を大きく分けると、3点に整理できると思います。

1点目は、戦前は「障碍」という表記を使っていたという主張。強調なさる方は、戦前は「障碍」という表記しかなかったというような言い方で意見を寄せていらっしゃいます。とにかく戦前は「障碍」を使っていたのだから、本来の表記である「障碍」に戻すべきであるというものです。

2点目は、1点目と関連するんですが、戦前は「しょうがいしゃ」という表記はすべて「障碍者」と書かれていたという主張。戦前は「しょうがいしゃ」というのは「障碍者」という表記しかなかった、だから「障害者」を本来の表記である「障碍者」に戻すべきである、こういう御意見です。

それから、3点目は、「障碍」と「障害」とでは意味が違うのだという主張。「害」の方は害虫とか、公害とか、災害とか、非常に意味が悪いんだけど、「碍」の方はそんなに意味が悪くないんだという御意見です。「碍」は「礙」という字が本来の字ですけども、

これは大きな石を前にして立ちどまる、つまり石が邪魔をしてそれより先に行けないわけですから、そこで妨げられるという意味になるわけです。そういったところから「害」のような悪い意味がない、そういうことが言われております。

そして、もう1点大事な点は、今の三つを挙げた上で、今の3点は言葉の使い方の経緯や意味などの事実に関する御意見ですが、もう1点は、事実と離れて、そういった意見を寄せてくださった方の気持ちとして、「害」は嫌なんだということです。つまり、自分たちは社会に害をなしているわけでもないのに、「害」という字を使われることが非常に不愉快であるし、嫌だということです。これは気持ちの問題です。私などはこの気持ちの問題が一番大切ではないかというふうにも感じております。

最初に申し上げた事実にかかわることで申し上げると、戦前は「障碍」だけであった、それから、戦前は「障碍者」という言い方だけであった、そして「障碍」と「障害」とは意味が違うんだという3点になりますが、戦後になって「当用漢字表」ができて、そこに「碍」が入らなかったために「害」を使うことを余儀なくされた、だから、本来の「碍」の字に戻せ、いろいろバリエーションはあるんですけども、こういうふうに関係については、御意見をまとめられるのかなというふうにも考えております。

この配布資料4は、どういう意味で作ったかと言いますと、まず今のような事実関係に関することを確認するためです。実態は、どうなっていたのかということをもっと明らかにする必要がありますだろうと考えたわけです。配布資料4を見ていただきますと、<「障害」と「障碍」の使用の経緯・意味等>ということで、①から⑤まで挙げております。

①は、江戸末期における「障害」の使用例、②は明治期から大正期にかけての「障害」と「障碍（礙）」の使用例です。それから、③は法律における「障害者」の使用例、④は、これまで我が国で使われてきた「障碍（礙）」という語の意味、それからもう一つ、大きな要素として、⑤は、障がい者制度改革推進本部の設置となっています。今回、寄せられた意見の中には、こういう「障がい者制度改革推進本部」ができて、その下に表記の在り方について検討するんだから、それを待つべきであるとか、国語分科会で結論を出すべきではない、という御意見を寄せてくださった方もいらっしゃいます。そして、そういう理由から、「碍」については追加すべきではないという御意見も寄せられています。

今の①から④までは、先ほど申し上げた三つの点、これにかかわって実態はどうだったのかということを見ていただくという資料でございます。まず最初のページをお開けください。別紙1です。これは、我々が調べて、最も古くまでさかのぼった例が、1862年であるというものです。江戸時代、文久2年ですけれども、『英和對譯袖珍辭書』というのがありまして、そのAnnoy, Annoyance, の訳語として、「退屈ナル物」とか、「害」の「障害」とかが出てきます。ですから、今回寄せられた意見では「障害」は戦後になって作られたものだということを書いていらっしゃる方もいるんですが、実際はそんなことはなくて、江戸末期の文献にも見ることができます。もちろん「障碍」もあるので、その例も出してあります。Rubの訳語として、そこに「障碍」があります。

2ページ目の、別紙2を御覧ください。これも、「障害」と「障碍」とはかなり早くから両方使われていたんだということを示すものです。真ん中に線を引いている部分があると思います。『布令字弁』ですが、これは1868-72年ということですから、明治の本当に初めです。そこにも「障害」ということで、「セウガイ」と書かれていますけれども、「しょうがい」です。「ササワリソコナフ」という意味で「障害」が挙がっております。有名な例ということで、漱石の「吾輩は猫である」、1905-06年ですから、明治30年代です。「毫も内臓の諸機関に障害を生ぜず」。次の鷗外の例は、「…障碍を加へるものであるやうに感じた」とあって、これも同じ意味で使われています。3点目として「しょうがい」の「障害」と「障碍」とは意味が違うんだというのがありましたけれども、これらの例からも同じ意味

として使われているということが分かります。

別紙3を御覧ください。法律においても、実は「障害」と「障碍」は早くから両方使われています。「障害」で言いますと、明治30年の砂防法。法令全書までさかのぼって、一応確認できたものをここに挙げております。文部科学省の図書館の書庫に入って、法令全書を見てすべて確認しておりますので、確かにこういう形で例がある、挙がっているというものだけを挙げてあります。「害」も、それから「碍」もこんなふうに明治から既に両方が使われているというのがこれでよく分かります。これも中身を見ていただきますと、電信法とか電気事業法とか、同じような分野で使われているものもありますので、意味は同じです。要するに妨げということですよ。

それから、別紙4を御覧ください。これは国立国語研究所で、雑誌『太陽』日本語データベースというのをお作りになっていて、博文館新社というところから、CD-ROMを付けたものが販売されております。その販売されたものを国語課で調べて、こんなふうにとまとめてみたというものです。見ていただきますと、「障害」、「障碍」、それから「障礙」、こんなふうになっています。確認していただきたいのは、明治28年のところと比べると、明治42年は、13, 8, 5, 大正6年は、20, 14, 6, 大正14年は、20, 8, 1ということよ、下にそれをグラフにしておりますけれども、こんなふうに見てくると、もう大正の末には「害」が非常に多くなっている。これは昭和に入っても同じですよ。もっとこの傾向は進みます。ですから、「しょうがい」という場合には、一般には「障害」という表記が普通であったということは、既にこの資料からも分かります。

その次を御覧ください。別紙5です。これは読売新聞が「明治の読売新聞」というのを出版して、明治7年からの読売新聞の紙面をCD-ROMに画像データとして入れてあります。これは検索が難しいので、すべてCD-ROMで画像に当たって確認しないといけないということがあります。明治7年から30年間、明治37年まで、この辺りにあるのではないかとこののをすべて索引のところで見当を付けながら、実際の索引は、本文とは違って、別な用語に置き換えられたり、要約されたりしてありますので、一つ一つ見て、確認する必要があります。30年間分のものを見ています。そういう事情がありますので、もしかすると、これ以外の記事にも「障害」や「障碍」が出てきているかもしれません。ただ、大体の流れは分かると思います。明治9年を見ると、まず「さはりぎ」というのが出てきて「障碍木」と書いてあります。「障碍」に「さはり」というルビを振っています。明治10年の「障碍物飛び越し」は「しょうがいもの」、明治12年のは「障礙（しやうげ）」と振ってあります。17年のは「障碍」と書いてあるんですが、「さはり」と振っています。次の、18年は「障碍飛越」、19年「障害」、「障害」は19年から出てきます。それから、20年には「障碍競争」、21年「障碍飛越」、ここで注意していただきたいのは、「障碍」の場合には、この辺りの記事では、すべて「しやうげ」と振っているということですよ。明治10年のは「しやうがい」と振っていましたが…。ですから、この時期には、まだこの語は「しやうげ」と読まれているケースが結構多いということが、このデータからもよく分かります。明治22年にはルビなしで「障害」と出てきます。次のページに行きます。この辺りも同じですよ。「障碍物（しやうげぶつ）」、「障碍飛越（しやうげとびこえ）」。それから、ちょっと面白いのは、幸田露伴が「日ぐらし物語」という新聞小説を書いているんですが、その中で「障害物（しやうがいぶつ）」というのと、「障碍（しやうげ）」、「無障碍（むしやうげ）」と使い分けているんです。「しやうがい」という場合には「障害」を使い、「しやうげ」という場合には「障碍」を使っている、こんなふうに使い分けています。明治24年は「障碍（しやうげ）」になっていますが、25年は「障害（しやうがい）」です。次のページも御覧ください。この辺りから「障碍」が「しやうがい」と読まれるケースが多くなってきます。明治26年11月「障碍（しやうがい）」、28年も「障碍（しやうがい）」、29年、この

29年の時には「障害物競争（しやうげぶつきやうそう）」、「障害物競争（しょうがいぶつきやうそう）」ではなくて「障害物競争（しやうげぶつきやうそう）」になっています。ただし、30年にはまた「障害（しやうがい）」になっています。「障害」はもともとは「しやうげ」という読み方であったんだというのが、こういうのを見てもよく分かると思います。「碍（げ）」というのは呉音なんですけど、それが漢音の「がい」で読まれるようになって、「障害（しやうがい）」と読まれるようになるわけです。次のページを御覧ください。明治30年、「大障害（だいしやうがい）」、31年「障害（しやうがい）」。これもちょっと面白いのは、真ん中の段を御覧ください、明治33年の3月23日の記事と、次の明治33年の3月24日の記事、これは続きの記事になっています。見ていきますと、論説ということで、「日露貿易前途の一大障害（しやうがい）」と書いてあります。この「障害（しやうがい）」は3月23日の方では「害」です。ところが、次の24日これは前の日の記事を受けているわけで、「日露貿易前途の一大障害（しやうがい）」という同じ表題になっていて、括弧して、承前と書いてあります。前を受けるということです。ですけれども、この「一大障害」の「がい」は「碍」になっています。ただし、記事の中では「障害」と「害」になっています。ですから、同じ新聞の一面の記事で、連続した記事であるにもかかわらず、「一大しやうがい」というのが「障害」と「障碍」と両方出てきます。このことは何を意味しているかと言うと、同じ意味で使っているということです。明治34年の4月9日の記事では「障害物競争（しやうがいぶつきやうそう）」が「害」で出てきます。ですから、明治時代から「障害物競争」というのは「害」で書かれたものも使われているということです。

その次のページ、別紙6です。法律における「障害者」等の使用例ということで、法律ではどんなふうに書かれてきたのかということで、救護法これは昭和4年ですけれども、前の語が並んでいて、「其ノ他精神又ハ身体ノ障碍ニ因リ」ということで、ここには確かに「碍」が出てきます。それから、昭和19年、これは戦前ですけれども、「障害年金及障害手当金」を使用」ということで、実はもう少し別な、いわゆる今でいうところの差別的な言い方が使われていたものを「障害年金及障害手当金」という言い方に改正しています。それから、以下は、戦後になるわけですけれども、昭和22年4月5日に労働基準法というのが出てきます。ここで「身体に障害が存する場合には」ということで、「害」が使われています。初めて法律名に身体障害者という用語が用いられるのは、そこにありますように昭和24年5月31日です。これは国立身体障害者更正指導所設置法、ここで初めて法律名の中に身体障害者という用語が使われます。そして、その約7か月後に身体障害者福祉法が出ます。これが出ることによって、「身体障害者」という用語が広がっていきます。実は、その次に昭和57年7月16日、障害に関する用語の整理に関する法律というのがあります。これは恩給法など162本の法律を一斉改正したということです。ここで162本の法律を改正したということは、どういうことかと言いますと、それまでは「障害」という語でなくて別の語を使っていたんです。「障害」という語を使っていない法律が明治、大正、昭和戦前まで作られていたんです。それを昭和57年に一括して改正したわけです。ですから、これはそういう意味ではここに何も書いていませんけれども、さっき申し上げたように、現在では差別的な言い方であるとされるような言い方が法律に使われていたわけです。先ほど3点に寄せられた御意見のポイントをまとめましたけれども、2点目の障害者というのは戦前はすべて「障碍者」だったということは、事実と少し異なるということになります。実際にはもっと別な言い方がされていたんです。だから、昭和57年に一斉改正をして、「障害」あるいは「障害」を使った語に置き換えられたんです。当初は「障害」というのは、そういった差別的な言い方に対して、むしろ「配慮ある言い方」として使われていたわけです。ところが、だんだんと文字面の、「害」というところがクローズアップされて、これは最近の10年ぐらいだと思いますけれども、害虫だとか、災害だとか、公害だとか、そう

いう世の中に害をなすものとして扱うのか、そういうような言われ方をするようになるんですけども、途中まではこんなふうに、むしろ配慮ある表現として法律の一斉改正までしているわけです。

次のページを御覧ください。先ほど整理した3点目の話になります。では、「障害」の方は意味が悪くて、「障碍」の方は意味がいいというふうに言えるのかという問題です。もともとは「障碍」だったんだというのは、実を言えばそのとおりなんです。ただし、「しょうがい」という読み方ではなくて、さっきの新聞の例でもお分かりになるように、別紙7にあります、「しょうげ」と読んでいました。これはそこにありますように、「仏語」ということですからもともと仏教関係の語です。ものごとの発生、持続などに当たって妨げになること。転じて、悪魔、怨霊などが邪魔をすること、さわり、障害とあります。例えば「今昔物語集」、1120年ごろかと書いてありますけれども、ここには、「天魔・外道、其れに依て障導を可成し」というようなことで、天魔だとか外道が出てきます。この「導」は「礙(碍)」と同じです。それから「源平盛衰記」にも、「若し善根の衆生ありと云とも、魔王のため障導せられて」、魔王なんです。ですから、ただ単に妨げだとか、邪魔だということだけでなく、文脈として、ここにありますように、悪魔、怨霊などが邪魔するという、「悪魔、怨霊などが」というところが問題なんです。こういうような意味で使われてきている。これは後の、そこに挙げられている用例を見てもほとんどそうです。次のページを御覧ください。次のページは『角川古語大辞典』ですが、ここにも障碍がありまして、今と同じ「今昔物語集」が最初に引かれています。それから、次に「猶天魔の障碍(しやうげ)も怖く」、天魔です。それから2番目の意味ではたたりをなすもの、魔障(ましやう)のものというのが意味として挙がっています。それから、『仏教語大辞典』には、その下にありますように、障害、さまたげということで、とくに、仏の悟りを得るための仏道修業の邪魔をすることとあります。ですから、もともとの意味としても決していい意味ではないわけです。悟りを得るときに邪魔をすることですから、「碍」の方は意味がいいということはないんです。また、悪魔・怨霊などによるさまたげと書いてあります。漢字ワーキンググループで議論した時に問題になったのは、使われ方として、悪魔・怨霊などによる妨げとか、みんなこう書いてあるという点です。ただ単に邪魔をすることより、明治期以降になると、必ずしもこういう文脈で使われなくなって、一般的な妨げとか邪魔という意味になるんですが、平安末期辺りから中世、近世にかけては、こういう悪魔・怨霊などによる妨げという文脈で使われているものがあります。

その次の、13ページを御覧ください。これは現在よく使われている辞書の代表例ということで、『大辞泉』『大辞林』それから『広辞苑』、こういうのを挙げてみましたけれども、『大辞泉』には、障害、妨げ、仏教では悟りの障害になるものをいう。「最も障碍(しょうげ)の少なき」ということで、これはさっき見ていただいた露伴の「日ぐらし物語」です。『大辞林』は、「いかなる悪魔の障碍(しょうげ)なるか」、これは坪内逍遙です。次の、『広辞苑』では「今昔物語集」の例が挙げられていて、「天魔・外道それによりて障碍(しょうげ)をなすべし」となっています。こんなふうに見てくると、現在、「碍」に余り悪いイメージを持たないというのは、一つには「碍」が余り使われていない、融通無碍や碍子のほかには余り使われず、見掛けることが少ないので、「障碍(しょうげ)」の持つ意味というのが、それほど意識されないということがあるのだらうと思います。ただ『大辞泉』とか、『大辞林』とか、『広辞苑』といった一般的な辞書にこう書いてあるわけですから、このことはちょっと調べてみればすぐ分かります。「碍」を使った「障碍」は、もともとは「障碍(しょうげ)」だったんだ、そして、「障碍(しょうげ)」はどういう意味だったのかというのはすぐに分かります。このことは、かなり早い段階から漢字ワーキンググループでは問題点として話題にしてきたのですが、委員の皆さんに先入観を与えたくないという

ことで、これまでは申し上げませんでした。申し上げないまま1月19日の漢字小委員会で議論していただいたわけです。ですけれども、「碍」を使った「障碍」のものとこの言い方である「しょうげ」には、こういう意味があります。

最後のページになりますが、別紙8です。昨年12月8日に、これは閣議決定がなされております。「障がい者制度改革推進本部」の設置についてということで、「3」のところを御覧ください。ちょうど真ん中です。1月19日に、「碍」を入れるか、入れないかという議論をしたときにも、これは議事録にはっきり残っていますので申し上げますけれども、入れた方がいいんじゃないかという委員が3名いらっしゃいました。それに対して、この別紙8にある、こういう本部が設置されているのだから、そこでどういう結論が出るかを待って、それから対応してもいいのではないかという御意見の委員が4名いらっしゃったということだったと思います。この「3」の線を引いたところを見ていただくと、「法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。」と書いてあって、閣議決定されているわけです。閣議でこういうことが決定されている。「障害」の表記の在り方に関する検討等を行うということです。

最初に申し上げたように、まず事実関係では3点あったわけです。「しょうがい」は戦前は「障碍」だけであった。それから、戦前は「障碍者」だけであった。それから、「障碍」と「障害」とは意味が違うんだということ、その3点です。これについては、今見てきていただいたとおりです。問題は、もう一つの気持ちの問題です。実際に嫌な思いをしている方がいらっしゃるの事実なわけです。それを考えたときに、言葉にかかわる事実関係の経緯、あるいはこの言葉の持っている意味だけで判断してしまっているのかという問題があります。漢字ワーキンググループでは、これはもう本当に長い時間を掛けて議論してきました。どういう結論を出したかと言いますと、やはりそういう気持ちの問題もある、ただし「碍」を入れた場合には今申し上げたように「障碍（しょうげ）」という言葉の持つ問題はすぐ分かるわけです。今は「障害者」と「害」を使っていますから、余りそういうところが表に出てこないんですけども、「碍」の方を使うようになれば、これはもともとは「障碍（しょうげ）」だったとすぐ分かるわけです。その意味がいいのかというと、これはとらえ方によると思いますけれども、「害」よりもっと悪いかもしれません。天魔・外道とか、そういうのが出てくるわけですから。それから最初に配布資料4の上に書いてあるように、出現頻度とか、造語力の観点から言うと、やはり入らないわけです。そのように考えてくると、もし「碍」の字を入れるのであれば、何か特別な事情が必要になるだろうと考えました。その特別な事情というのは何があるのだろうかということを考えていったときに、漢字ワーキンググループとしては、今、最後に見ていただいたように、ちょうど「障がい者制度改革推進本部」が設置され、その中で閣議決定で「障害」の表記の在り方に関する検討を行うというふうに明記されていますので、そこで「障碍」がいい、過去に「障碍（しょうげ）」としてこういう意味で使われてきた、そういうことを分かった上でもなおかつ「障碍」がいい、これからの社会の在り方としてそう呼ばれている人たちに対して「障碍」という表記が望ましいんだという合意がなされるのであれば、その時にはそれを受けて、もう一度「碍」について入れるかどうかを検討したらどうだろうかということになりました。

ここで、整理いたしますと、漢字ワーキンググループが、漢字小委員会に提案する案としましては、現時点ではこれまでの選定基準がありますので、それに従って「碍」は追加候補としない。ただし一方で、閣議決定までなされた国としての障害者政策の中で、これはもう漢字の問題とはちょっと別な問題になってきているわけです。そういった方たちをどういうふうに呼ぶのが社会の在り方として、みんなの幸せにつながるのかという、そういう問題だと思います。漢字だけでは、とても考えられる問題ではないという要素があり

ますので、やはり「罫」を使っていくのが望ましいということが、政府全体の合意としてそれができるのであれば、そういう決定がなされるのであれば、それに応じて国語分科会もそれを受けてもう一度検討していこうという考え方です。そういうことから、「玻」と「鷹」については、これまでどおり選定基準から入れるのは難しい。「罫」については、選定基準から言うと難しいんだけど、そういう気持ちの問題であるとか、社会政策としての側面があるとか、そういった様々な要素がありますので、そういうものを勘案して、「障がい者制度改革推進本部」で結論が出れば、その段階でもう一度、それを受けて検討していくことにしたらどうか、というのが漢字ワーキンググループから提案する「罫」の扱いについての基本的な考え方でございます。